

マイナンバー制度は経済活性化の切り札

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

1. マイナンバー制度の3つのインフラ

2016年1月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が始まる。個人の手元にマイナンバー通知カードが届き、申請することによりマイナンバーカードが入手できる。17年1月からは、カードの公的個人認証システムを活用したマイナポータルも始まる。これらはそれぞれ活用法が異なるもので、われわれのもとに、マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータルという新たな3つの社会インフラが登場するのである。

マイナンバーは、税・社会保障番号といわれるように、その用途は税務と社会保障（さらには災害など）に限定され、公平・公正な課税や社会保障負担・給付の公平化・効率化に活用される。プライバシーなどの観点から利用範囲が法律で限定され、不正使用などには厳しい刑事罰も用意されている。利用範囲については、マイナンバー法施行後3年を目処に、パスポートや戸籍、医療などへの拡大が検討されることになっているが、それまでは法令で定められた分野でしか利用できない。

一方マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書に使えるだけでなく、カードに搭載されたICチップによって、公的個人認証用の符号を用いたさまざまな電子的な活用が可能である。マイナンバーそのものを使うわけではないのでプライバシーなどの問題を克服することができ、法律の規制も原則存在せず、民間の知恵によりその活用範囲を広げることができる。すでに、インターネットバンキング、オンラインショッピングなど、民間のオンライン手続との連携（トラストフレームワーク）などの活用法が検討されている。

その利便性をさらに拡大するのが、17年から始まるマイナポータルである。

個人ごとに設けられるマイナポータルは、マイナンバーカードをリーダーに読み込ませて、パスワードを入力して活用する、「官」と「民」とのオンライン情報連携の仕組みである。自らの特定個人情報の確認や、行政からのさまざまなお知らせを受け取る対行政機関（「官」）の機能だけでなく、電子私書箱機能の搭載や電子決済機能等の提供も行われる予定で、これらを通じて「官」「民」の様々なサービスの連携が可能となる。

つまり、マイナンバー制度のメリットを国民が実感するためには、マイナンバーカードの普及とマイナポータルの活用がカギを握っているといえる。マイナンバーカードの普及と国民の利便性向上は、いわばニワトリとタマゴの関係にあり、国民の利便性向上を実現するサービスを充実させるにはマイナンバーカードの普及が実現しなければならず、そのためには国民がマイナンバーカードに利便性を感じ、自ら申請して取得したいと思うことが必要になる。

したがって、政府はマイナンバーカード、マイナポータルのメリットや活用の全体像を国民にわかりやすい形で提示するとともに、官民で活用のための取組みを一層加速していく必要がある。

2. 税・社会保障分野でのユースケース

マイナンバーそのものの基本的なユースケースは、税制面における正確な所得の把握と適切な社会保障制度の提供である。

税務分野では、支払調書に番号がつくことにより、税務当局で行う情報の突合（マッチング）が、より効率的・効果的に行われるようになる。18年から預貯金口座への付番が始まるが、それは適正な申告に向けての大きなけん制効果をもたらすだろう。

社会保障の分野での活用は、「社会保障の必

要な者に適切かつ必要な限度で提供することが可能になる」ということである。社会保障給付のためには、マイナンバーを活用した正確な所得情報は不可欠である。

加えて、社会保障の肥大化を防止するためにマイナンバーを活用することが政府部内で検討されている。15年6月に公表された、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針2015）では、「医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて・・・検討する」と記述された。すでに、閣議決定されたこの方針に沿って、高額療養費制度の負担のあり方や、後期高齢者医療費窓口負担のありかたについて、現役並み負担を求めていくためのツールとしてのマイナンバーの活用法（金融資産等の活用法）の検討が始まっている。高所得者に対する年金給付のありかたの見直しも検討課題となっている。いずれにしても、このためには預貯金口座の情報が必要で、口座付番が進んでいかなければ絵に描いた餅になる。

3. 国民利便のユースケース

マイナンバーの、税・社会保障分野での活用は、国家の利便性の向上のためだけにあるのではない。国民にとっても利便性の高いものにしていく必要がある。この観点から注目されるのは、「記入済み申告制度」である。

これは、税務当局が、源泉徴収票などの支払調書の記載内容である、給与収入や年金の金額や、その源泉徴収額などをあらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正して税務申告が終了するという制度で、欧州諸国で納税者サービスの一環として行われているものである。本来国税当局が行う行政サービスであるが、わが国での導入には相当の時間がかかると予想される。そこで、マイナポータルやアプリを活用して、納税者側で同様のことを行う検討が、内閣官房などで行われている。

具体的には、年金支給額や社会保険料の納付額、生命保険等の保険料控除証明、医療費支払情報などをマイナポータルで受け取れるようにし、e-Taxアプリを活用して、税務申告書に自

動的に転記が行えるようにすることの検討である。これが実現すれば、事実上「記入済み申告制度」に準じた簡易な申告が可能になり、納税者の利便性は大いに高まる。

この仕組みに医療費控除を取り込むためには、医療費支払情報をマイナポータルに電子的に送付させることが必要となる。保険診療分については、医療機関に代わって健康保険組合等が交付する医療費通知を証憑としてマイナポータルに送付することが検討されている。しかし、医療費控除の多くは、保険診療分ではなく保険外診療分である。そこで今後は、保険外診療について、医療機関から直接マイナポータルに医療費支払情報を送付する仕組みを検討する必要がある。

医療分野の情報への付番は、個人情報保護やプライバシーへの配慮から慎重な意見が多いが、医療情報といっても、医療費支払情報、レセプトデータ、カルテ等情報の性質により機微性が異なっている。医療費支払情報は、診療情報等の機微情報が含まれない一方で、所得税の医療費控除が簡素になるという大きなメリットがある。国民が、番号制度の利便性を実感するためにも、診療所から直接ポータルに医療費支払情報を送付するような仕組みの構築を早急に検討する必要がある。

4. 活力ある高齢化社会をむかえるために

わが国社会の高齢化は確実に進んでいく。労働人口の減少は、わが国経済にとって大きな負荷となっている。これを乗り切り経済社会を活力あるものにするには、経済社会全般にわたってICTの活用を進めていくことが不可欠である。その切り札となるのが、今回のマイナンバー制度である。

マイナンバー、マイナンバーカード、マイナポータルという3つの新たな社会インフラを活用し、われわれ国民が利便性の高い国や自治体のサービスを受益するとともにさまざまな民間利用が広がる。そこに大きな民間のビジネス機会が生まれる。マイナンバー制度を、真に官民共通の社会基盤にするために知恵を出し合うことが、わが国経済社会の活力を保持するという観点からも期待されるのである。